

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉

- 身体障害者関係医師の指定 一
- 森林病虫害等防除法第三条第一項 一
- 第一号の命令の内容となる事項の公表 一
- 森林病虫害等防除法第三条第一項 二
- 第五号の命令の内容となる事項の公表 二

公表

〈公 告〉

- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 二
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 二
- 開発行為に関する工事の完了 三

告 示

奈良県告示第二百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年八月十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

医師の氏名	山の辺病院	診療科目	指定年月日
齊藤昌彦	療養機関の名称	整形外科（肢体不自由）	平成十六年八月五日
療養機関の所在地	療養機関の所在地		
地	桜井市草川六〇番		

奈良県告示第二百六十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十六年八月十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 区域及び期間

1 区域

奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市及び生駒市、山辺郡都祁村及び山添村、生駒郡三郷町及び斑鳩町、宇陀郡室生村並びに吉野郡吉野町、下市町及び十津川村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間 平成十六年十月一日から平成十七年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域（以下「当該区域」という。）において松林に松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺地域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

永野龍生	奈良県立三室病院	整形外科（肢体不自由）	平成十六年八月五日
生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号			

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して、知事への旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

奈良県告示第二百七十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十六年八月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 区域及び期間

1 区域

奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、生駒市及び香芝市一円、添上郡月ヶ瀬村一円、山辺郡都祁村及び山添村一円、生駒郡平群町、三郷町及び斑鳩町一円、宇陀郡大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村一円並びに吉野郡吉野町、

大淀町、下市町及び十津川村一円
2 期間 平成十六年十月一日から平成十七年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域（以下「当該区域」という。）に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ当該区域以外への区域へ移動させることができない。

四 命令をしようとする理由

当該区域において松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わずに被害を受けた伐採木等を当該区域以外の区域へ移動させることにより、当該区域外で新たな発生源となり被害が拡散するおそれがあるため

公 告

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年八月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ひまわりの会	奈良市登美ヶ丘二二二一五	ほればれ中	橿原市東坊城町五三五一	居宅介護	平成十六年八月十六日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、

指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年八月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人だるま会	天理市柳本町一三八四―一	グループホームどんぐりの里	天理市三昧田町七七―一 東住宅三号、四号、五号	生活支援援助	平成十六年八月十六日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に關する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年八月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年六月二十九日第七四―三三二号

二 検査済証番号

開発行為に關する工事の検査済証 平成十六年八月十日第六〇七九号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字元町二三九番地ノ五、二三九番地ノ六、二三九番地ノ七、二三九番地ノ八、二三九番地ノ九、二三九番地ノ一〇、二三九番地ノ一一、二三九番地ノ一二、二三九番地ノ一五及び二三九番地ノ一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三
御所市長 前川正

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。